

日常生活用具の種目等一覧（令和3年4月1日現在）

区分	種目	障害及び程度	性能	基準金額	耐用年数	事業名
介護・訓練支援用具	特殊寝台（給付）	①下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（注1） ②地域生活支援事業実施要綱第4条第5号に規定する者（以下「難病患者等」という。）のうち寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000円	8年	日常生活用具給付（貸与）事業
	特殊マット（給付）	①下肢又は体幹機能障害1級の身体障害者（注1） ②児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者（児）として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児（注1） ③難病患者等のうち寝たきりの状態にあるもの  ※原則として3歳以上の者で、常時介護を要するもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600円	5年	
	特殊尿器（給付）	①下肢又は体幹機能障害1級の身体障害者（児）（注1） ②難病患者等のうち自力で排尿ができないもの  ※原則として学齢児以上の者で、常時介護を要するもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用できるもの。	67,000円	5年	
	入浴担架（給付）	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）（注1） ※原則として3歳以上の者で、入浴に当たって、家族等他人の介助を要するもの	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400円	5年	
	体位変換器（給付）	①下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）（注1） ②難病患者等のうち寝たきり状態のもの  ※原則として学齢児以上の者で、下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要するもの	障害者等又は介助者が体位を変換させるのに容易に使用できるもの。	15,000円	5年	
	移動用リフト（給付）	①下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）（注1） ②難病患者等のうち下肢又は体幹機能に障害があるもの  ※原則として3歳以上の者	介護者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年	
	訓練いす（給付）	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児（注1） ※原則として3歳以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100円	5年	
	訓練用ベッド（給付）	①下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児（注1） ②難病患者等のうち下肢又は体幹機能に障害がある18歳未満のもの  ※原則として学齢児以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200円	8年	

自立生活支援用具	入浴補助用具（給付）	①下肢又は体幹機能障害者（児）（注1） ②難病患者等のうち入浴に介助を要するもの  ※原則として3歳以上の者で、入浴に介助を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	便器（給付）	①下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）（注1） ②難病患者等のうち常時介護を要するもの  ※原則として学齢児以上の者	障害者等が容易に使用できるもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円	8年
	歩行補助つえ（一本つえ）（給付）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の身体障害者（児）（注1）	障害者（児）の歩行の助けとして使用できるもの（身体の支持やバランスを補助するために用いられる、前腕の固定部と支持部がない1本の脚による杖）。	主体（木材） …2,310円 主体（軽金属） …3,150円 （注2）	3年
	移動・移乗支援用具（給付） （旧歩行支援用具）（給付）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とするもの（注1）  ※原則として3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒の予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年
	頭部保護帽（給付）	①体幹機能障害や下肢機能障害で何とか歩行できるのだが、不安定なために転倒しやすい者（注1） ②児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者（児）として判定され障害の程度が重度又は最重度である者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの ③精神障害者保健福祉手帳を所持する者でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	スポンジ、革が主材料 15,200円 スポンジ革、プラスチックが主材料 36,750円 （注3）	3年
	特殊便器（給付）	①上肢障害2級以上の身体障害者（児）（注1） ②児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者（児）として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの ③難病患者等のうち上肢機能に障害のあるもの  ※原則として学齢児以上の者	足踏みペダルで温水温風を出すことができるもの及び障害者等及び介護者が容易に使用できるもので温水温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年

火災警報器 (給付)	①障害等級２級以上の身体障害者(児) ②児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者(児)として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの  ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	15,500円	8年
自動消火器 (給付)	①障害等級２級以上の身体障害者(児) ②児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者(児)として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの ③難病患者等  ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火できるもの。	28,700円	8年
電磁調理器 (給付)	①視覚障害２級以上の身体障害者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ②児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度のもの  ※原則として18歳以上の者	障害者が容易に使用できるもの。	41,000円	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機 (給付)	視覚障害２級以上の身体障害者(児) ※原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用できるもの。	7,000円	10年
聴覚障害者屋内信号装置 (給付) (注4)	聴覚障害２級の身体障害者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400円	10年
在宅療養等支援用具 透析液加温器 (給付)	腎臓機能障害３級以上の身体障害者(児) ※原則として3歳以上の者で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500円	5年
ネブライザー (給付)	①呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められるもの。 ②難病患者等のうち呼吸器機能に障害のあるもの  ※原則として学齢児以上の者(呼吸器機能障害以外の者は、意見書により判定)	障害者等が容易に使用できるもの。	36,000円	5年

電気式たん 吸引器（給 付）	①呼吸器機能障害3級以上又は同 程度の身体障害者（児）であっ て、必要と認められるもの ②難病患者等のうち呼吸器機能に 障害のあるもの  ※原則として学齢児以上の者（呼 吸器機能障害以外の者は、意見 書により判定）	障害者等が容易に使用できるもの。	56,400円	5年	
酸素ボンベ 運搬車（給 付）	医療保険における在宅酸素療法を 行う身体障害者	障害者が容易に使用できるもの。	17,000円	10年	
視覚障害者 用体温計 （音声式） （給付）	視覚障害2級以上の身体障害者 （児） ※原則として学齢児以上のもの （当該者の世帯が単身世帯及び これに準ずる世帯）	視覚障害者（児）が容易に使用でき るもの。	9,000円	5年	
視覚障害者 用体重計 （給付）	視覚障害2級以上の身体障害者 （当該者の世帯が単身世帯及びこ れに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用できるも の。	18,000円	5年	
動脈血中酸 素飽和度測 定器（パル スオキシメ ーター）	呼吸器機能障害・心臓機能障害又 は同程度の障害があり、在宅酸素 療法を行っているか、人工呼吸器 を常時必要とする身体障害者（児） 又は難病患者等 ※呼吸器機能障害・心臓機能障害 以外の者は、意見書により判定	動脈血中の酸素を測定できるもの であって、障害者等又は介護者が容 易に使用できるもの。	42,000円	5年	
情報・意 思疎通 支援用 具	携帯用会話 補助装置 （給付）	音声機能若しくは言語機能障害者 （児）又は肢体不自由児であって、 発声・発語に著しい障害を有する もの ※原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に 変換する機能を有し、障害者（児） が容易に使用できるもの。	98,900円	5年
情報・通信 支援用具 （給付）	視覚障害2級以上又は上肢障害2 級以上の身体障害者（児）で、情 報機器（パーソナルコンピュータ） の使用により社会参加が見込まれ るもの	情報機器（パーソナルコンピュ ータ）の使用するに当たり、障害があ ることにより必要となる周辺機器、 ソフトであるもの。	－（注5）	－	
点字ディス プレイ（給 付）	視覚障害及び聴覚障害の重度重複 障害者（原則として視覚障害2級 以上かつ聴覚障害2級）の身体障 害者であって、必要と認められる もの	文字等のコンピュータの画面情報 を点字等により示すことのできる もの。	383,500円	6年	

点字器	視覚障害の身体障害者（児）	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの。	標準型（真鍮板製） 10,400円 標準型（プラスチック製） 6,600円 携帯型（アルミニウム製） 7,200円 携帯型（プラスチック製） 1,650円	標準型 …7年 携帯型 …5年
点字タイプライター（給付）	視覚障害2級以上の身体障害者（児）（本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれるものに限る。）	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの。	63,100円	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー（給付）	視覚障害2級以上の身体障害者（児）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの。	898,000円	6年
視覚障害者用拡大読書器（給付）	視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの。 ※原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	198,000円	8年
視覚障害者用活字文書読上げ装置（給付）	視覚障害2級以上の身体障害者（児） ※原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの。	115,000円	6年
視覚障害者用時計（給付）	視覚障害2級以上の身体障害者（児）（音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。）	視覚障害者が容易に使用できるもの。	13,300円	10年
聴覚障害者用通信装置（給付）	聴覚障害者（児）又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの ※原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用できるもの。	71,000円	5年
聴覚障害者用情報受信装置（給付）	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用できるもの。	88,900円	6年
人工喉頭	身体障害者手帳で音声機能喪失者（児）（喉頭摘出）であることが確認できるもの	障害者が容易に使用できるもの。	笛式 …5,000円 電動式 …70,100円	笛式 …4年 電動式 …5年

			(注6)		
人工鼻	身体障害者手帳で音声機能又は言語機能喪失者(児)(咽頭摘出)であることが確認できるもの	咽頭摘出者(児)の鼻機能を代用するもので加温加湿機能を備えたもの。	24,200円 (価格は1ヶ月分のもの)	—	
人工内耳用外部装置	聴覚障害者(児)であって、現に人工内耳を装着しているもの	スピーチプロセッサ等の外部装置で聴覚障害者(児)が容易に使用できるもの。ただし、医療保険が適用される場合を除く	200,000円 ※両耳の場合は400,000円	5年	
人工内耳用電池	聴覚障害者(児)であって、現に人工内耳を装着しているもの	人工内耳に使用する空気電池、充電池又は充電器	150,000円	5年	
福祉電話(貸与)	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用できるもの。	—	—	
ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の身体障害者でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの(電話(難聴者用電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用できるもの。	—	—	
視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害者(児) ※原則として学齢児以上の者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの。	—	—	視覚障害者用ワードプロセッサ共同利用事業
点字図書(給付)	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者(児)	点字により作成された図書	—	—	点字図書給付事業

排せつ管理支援用具	ストーマ用装具等（紙おむつ、脱脂綿、サラン、ガーゼ、洗腸装具）	<p>ストーマ用装具等の対象者は、膀胱機能障害又は直腸機能障害の身体障害者（児）で、ストーマを造設したもの又は、次の（１）から（４）に該当する者</p> <p>（１）治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着できない者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの</p> <p>（２）二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの</p> <p>（３）先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの</p> <p>（４）脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な身体障害者（児）で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの</p> <p>膀胱又は直腸機能障害の認定を受けておらず、概ね３歳未満で発症した脳性麻痺等により四肢機能障害や体幹機能障害を有する身体障害者（児）で次の（ア）から（ウ）、すべてに該当するもの（注７）</p> <p>（ア）自力でトイレに行けないこと。</p> <p>（イ）自力で便座（排便補助用具の使用を含む）に座ることができないこと。</p> <p>（ウ）介助による定時排泄をすることができないこと。</p> <p>（紙おむつは一般乳幼児も使用しているため、３歳以上が対象）。</p>	<p>障害者（児）が容易に使用できるもの。</p>	<p>消化器系 … 8,858 円</p> <p>尿路系 …11,639 円</p> <p>紙おむつ、脱脂綿、サラン、ガーゼ、洗腸装具 …12,360 円 （価格は１ヶ月分のもの）</p>	-	日常生活用具給付事業（貸与）
尿管	尿管	<p>下肢障害又は体幹機能障害で、「排尿障害（特に失禁）」のある身体障害者（児）</p>	<p>障害者（児）が容易に使用できるもの。</p>	<p>男性用普通型 …7,700 円</p> <p>男性用簡易型 …5,700 円</p> <p>女性用普通型 …8,500 円</p> <p>女性用簡易型 …5,900 円</p>	1年	

住宅改修費	居宅生活動作補助用具(給付)	①下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障害者(児)であって、障害等級3級以上のもの(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上のもの)(注1) ②難病患者等のうち下肢又は体幹機能に障害のあるもの	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	200,000円	-	居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下「住宅改修費」という。)給付事業
-------	----------------	--	------------------------------------	----------	---	--

- (注1) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- (注2) 歩行補助つえ(一本つえ)の基準金額は、夜光材付とした場合は、410円(全面夜光材付とした場合は1,200円)増しとすること。価格は1本当たりのものであること。外装は白色または黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。
- (注3) 頭部保護帽の基準金額は、オーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイドによる製品については、基準金額の80%の範囲内の額とすること。
- (注4) 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- (注5) 情報・通信支援用具の基準金額は、周辺機器等の購入に直接要した費用の3分の2の額とする。ただし、その額が100,000円を超えるときは100,000円とする。
- (注6) 人工喉頭(笛式)の基準金額は、気管カニューレ付とした場合は3,100円増しとすること。
- (注7) ストーマ用装具等、紙おむつでの、脳原性運動機能障害とは、乳幼児期(概ね3歳未満)に発現した非進行性脳病変によってもたらされたもので、具体的には脳性麻痺を指すが、この中には脳炎、無酸素脳症なども含まれる。しかし、乳幼児期以後に発生した疾病等に起因する頭部外傷、脳血管障害者などは給付対象者とはならない。「脳原性運動機能障害」の身体障害者手帳を所持していることが原則であるが、「肢体不自由」の身体障害者手帳で脳性麻痺等が明らかであり、かつ全身性の障害であることが確認できる場合はこれに代えることができる。